

普通預金規定新旧対比表

旧	新
<p>13. 取引の制限・根絶</p> <p>(4) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引 ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般 ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引 	<p>13. 取引の制限・根絶</p> <p>(4) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情 <u>(代理人として関与する取引に関する事項を含みます)</u> を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引 ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般 ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引